
「経理規則」の一部改正について

日証協 平 23 . 6 . 23

本協会では、平成 23 年 6 月 23 日付けの理事会において、「経理規則」の一部改正を行った。

本改正は、平成 23 年 7 月 1 日付けで、金融・証券教育の普及・啓発活動に特化し、理事会の権限を委任され、決議及び執行を行う金融・証券教育支援委員会を設置することに伴い、従来の「証券教育広報センター」の名称を「金融・証券教育支援本部」と改めるため、本協会の会員特別会計の一つとして設置している「証券教育広報センター特別会計」の名称を「金融・証券教育支援事業特別会計」に改めるためのものである。

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

規則の改正に係る趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「経理規則」の一部改正について

平成 23 年 6 月 23 日

日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨・骨子

平成 23 年 7 月 1 日付けで、金融・証券教育の普及・啓発活動に特化し、理事会の権限を委任され、決議及び執行を行う金融・証券教育支援委員会を設置することに伴い、従来の「証券教育広報センター」としての本部が見直され、その名称を「金融・証券教育支援本部」と改める。そこで、本協会の会員特別会計の一つとして設置している「証券教育広報センター特別会計」の名称もこれに合わせて「金融・証券教育支援事業特別会計」に改めるため、「経理規則」の一部改正を行う。

(経理規則第 5 条第 3 項第 1 号イ)

2 . 施行の時期

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成 23 年 6 月 23 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(会計区分)	(会計区分)
第 5 条 (現行どおり)	第 5 条 定款第 80 条第 2 項に規定する一般会計には、会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「会員一般会計」という。）及び特別会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「特別会員一般会計」という。）を設置し、それぞれ区分して処理する。
2 (現行どおり)	2 定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計には、会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「会員特別会計」という。） 特別会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「特別会員特別会計」という。）又は会員及び特別会員の両者からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「統合特別会計」という。）を設置することができる。この場合、特別会計はそれぞれ区分して処理する。
3 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。	3 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。
1 会員特別会計	1 会員特別会計
イ <u>金融・証券教育支援事業特別会計</u>	イ <u>証券教育広報センター特別会計</u>
ロ システム利用特別会計	ロ システム利用特別会計
ハ 地区特別事業特別会計	ハ 地区特別事業特別会計
ニ 第 31 条第 2 項第 1 号に規定する会員特別会計	ニ 第 31 条第 2 項第 1 号に規定する会員特別会計
2 特別会員特別会計	2 特別会員特別会計

新	旧
第 31 条第 2 項第 2 号に規定する特別会員特別会計 3 統合特別会計 資格管理事業統合特別会計 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。	第 31 条第 2 項第 2 号に規定する特別会員特別会計 3 統合特別会計 資格管理事業統合特別会計 4 (省 略) 5 (省 略)